平成２９年（フ）第１１９号
さいたま市浦和区前地３丁目16番４号　アップル前地101号室
債務者　田村美由記
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
埼玉県蕨市南町１丁目21番４号　ルミナス202号
債務者　舩垣　翔伍
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
埼玉県三郷市早稲田３丁目８番地４　メゾン早稲田Ｎ202
債務者　高木美奈子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番５－401号、旧住所埼玉県三郷市上彦名567番地２　２Ｆ
債務者　追川智恵子（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
山口県宇部市東平原２丁目８番23号
債務者　髙宮　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１２号
山口県宇部市東平原２丁目８番23号
債務者　髙宮　勝洋
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５号
山口県山陽小野田市大字山野井2623番地８（県営住宅104号）
債務者　原　八重子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１８１号
札幌市清田区真栄５条４丁目12番８号
債務者　匂坂　智美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８６号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番45号　ビックバーンズマンション北郷Ⅲ－203号
債務者　上野山由香
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目３番12号　ケルシャンセ元町102号
債務者　三上　　享
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３号
札幌市中央区南10条西８丁目１番27－208号
債務者　小林千代美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
北海道帯広市西16条南２丁目９番21号　２Ｆ
債務者　矢陸　雅志
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
群馬県高崎市大沢町72番地１　グレイス２101号
債務者　斎藤　拓郎
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２０号
相模原市南区南台４丁目13番16号　和光ビル402号
債務者　片岡　純子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４号
神奈川県座間市南栗原４丁目29番３号　ＳＫＫハウス101号
債務者　滝山　政美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５号
神奈川県座間市南栗原４丁目29番３号　ＳＫＫハウス101号
債務者　滝山　圭子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２号
神奈川県座間市入谷５丁目1775番地の４　コーポ竹201号
債務者　久保　礼子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１号
相模原市南区相模大野８丁目15番５号　大野ハイツＣ203
債務者　日比　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部